

## 〇〇（開発事業名）に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施に関する協定書

〇〇（開発事業者）を甲、〇〇（民間調査組織）を乙、〇〇（市町村教育委員会）を丙として、甲が実施する〇〇（事業名）区域内における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する基本的事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（発掘調査）

第1条 この協定において、発掘調査とは、現地における発掘作業（以下「発掘作業」という。）及び出土品と記録類の整理作業から発掘調査報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）のすべてをいう。

（適用範囲）

第2条 この協定が適用される発掘作業範囲は、別添図1のとおりとする。

（発掘調査の実施場所、対象面積及び発掘調査期間）

第3条 発掘調査の実施場所、対象面積及び発掘調査期間は次のとおりとする。

発掘調査の実施場所：〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇遺跡）

発掘調査の対象面積：〇〇㎡

発掘調査実施期間

発掘作業の実施期間：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

整理等作業の実施期間：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

発掘調査報告書の刊行時期：〇〇年〇〇月〇〇日

（発掘調査に従事する発掘担当者等）

第4条 発掘調査に従事する発掘担当者等は次のとおりである。

発掘担当者：氏名〇〇〇〇 調査員：氏名〇〇〇〇

（発掘調査の委託）

第5条 発掘調査は、甲と乙が委託契約を締結の上、実施するものとする。

2 丙はこの委託契約に関して、一切の責務を負わないこととする。

（発掘調査の実施）

第6条 発掘調査は、群馬県埋蔵文化財発掘調査基準に基づき実施するものとする。

2 丙は、発掘調査が適切かつ円滑に実施されるよう日常的に乙を監理し、必要に応じて乙を指導し、助言するものとする。

3 乙は、発掘調査のうち、発掘作業が完了したときは、現地において丙による完了確認を受けた上で、発掘作業完了届を丙に提出するものとする。

4 丙は、前項において提出された発掘作業完了届を受理した後、甲、乙に発掘作業終了確認通知をするものとする。

5 甲は、前項による発掘作業完了確認通知を受けてから事業に着手するものとする。

6 乙は、発掘調査のうち、整理等作業が完了したときは、丙による完了確認を受けた上で、整理等作業完了届を丙に提出するものとする。

7 丙は、前項において提出された整理等作業完了届を受理した後は、甲、乙に整理等作業完了確認通知をするものとする。

（遺跡不時発見等の取扱い）

第7条 この協定の締結後、事業範囲において新たに発掘調査を必要とする遺跡が発見されたときは、その取扱いについて甲と丙が協議の上、対応するものとする。

2 発掘調査の結果、重要な遺構等が発見されたときは、その取扱いについて、乙の発掘調査所見を参考として甲と丙が協議するものとする。

（出土品等の取扱い）

第8条 甲、乙は、発掘調査による出土品、図面等の記録類及び著作権等に関する権利を一切放棄するものとする。

2 発掘調査による出土品及び図面等の記録類等は、乙の責任において発掘調査終了まで一時保管するものとし、発掘調査終了後は丙に提出するものとする。なお、発掘調査中であっても丙による指示があった場合は、この限りではない。

3 前項において提出された出土品及び図面等の記録類等については、丙が保管・管理を行うものとし、甲と乙の承諾なく公開及び活用ができるものとする。

（協定の変更）

第9条 この協定を変更する必要があるときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

（その他事項の取扱い）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙が協議の上、処理するものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲	（開発事業者）	住 所 代表者氏名	印
乙	（民間調査組織）	住 所 代表者氏名	印
丙	（市町村教育委員会）	住 所 教 育 長 名	印